

北関東救急看護研究会内規

第1章

総則

第1条

本研究会は北関東救急看護研究会と称する。

第2条

本研究会は北関東圏内での救急看護の研究の発展、交流及び共同研究の推進をはかることを目的とする。

第2章

役員

第3条

本研究会は、会長、副会長ならびに事務局長を原則として各1名おく。さらに、事務局には、庶務、会計、広報などの担当者を1名以上おく。

第4条

会長、副会長および事務局長、ならびに事務局担当者は北関東救急看護研究会の会員でなければならない。

第3章

役員任期

第5条

会長、副会長、事務局長の任期は一期 3年間とする。再任は妨げない。なお、任期の始まりは 4月 1日からとする。役員が辞任した時は、原則として会員の中から互選し、残任期間はその任に当たるものとする

第4章

運営

第6条

本研究会の運営は、事務局ならびに会員が相互に協力し、研究会活動等を推進する。

第7条

本研究会の事務局は、事務局員の所属施設に設置する。

1. 研究会での発表は原則、会員または会員の推薦者とする。発表の場合には、準備および活動費・研究費として非会員に対しては謝礼を支払うものとする。発表内容は、学会等で未発表のものとし、既に発表したもの、あるいは学会等で発表予定の内容の場合はその旨を申告するものとする。会の内容については、開催概要として、後日事務局企画担当者が作成したものを研究会のHPにて社会に発信するものとする。
2. 研究会の発展のために講師を招聘した場合には、講演料・交通費を支払うこととする。

第5章 会員及び会費・会計

第8条 入会の意思を表明したものは役員の承認を得て会員となる。

第9条 会費は年間 1,000 円とする。非会員は、研究会参加ごとに参加費1000円を支払う。

第10条 本研究会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第11条 退会を希望する会員は、会長に退会の意思を表明する。

第12条 会費未納が丸2年間続いた時点で、退会の意思ありと考え事務局で自然退会の手続きを行う。

第6章 内規の改正

第13条 本規約の変更は会員の過半数の議決を経ることを要する。

附則1. 本内規は平成25年3月2日施行する。

本内規は平成31年1月25日改正する

本内規は令和4年1月22日改正する

本内規は令和6年3月19日改正する